

令和7年度姫路市地域保健包括業務委託契約仕様書

第一章 委託業務の一覧

1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する定期の予防接種

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ロタウイルス感染症②B型肝炎③H i b感染症④小児の肺炎球菌感染症⑤五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎・H i b感染症）⑥四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎）⑦三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）⑧急性灰白髄炎（不活化ポリオ）⑨B C G⑩水痘⑪麻しん風しん混合第1期（麻しん単独・風しん単独も含む）⑫麻しん風しん混合第2期（麻しん単独・風しん単独も含む）⑬日本脳炎1期⑭日本脳炎2期⑮二種混合（ジフテリア・破傷風）⑯ヒトパピローマウイルス感染症（定期接種）⑰ヒトパピローマウイルス感染症（キャッチアップ経過措置）⑱高齢者のインフルエンザ⑲高齢者の肺炎球菌感染症⑳新型コロナウイルス感染症㉑带状疱疹 |
|--|

2 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び15条に規定する健康診断、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定する定期の健康診断

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①結核精密健診（児童・生徒）②結核精密健診（教職員） |
|---|

3 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導、同第12条及び第13条に規定する健康診査

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①出生前小児保健指導②乳児一般健康診査③3歳児視覚精密検査結果報告④3歳児聴覚健康検査 |
|--|

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第２４条に規定する特定保健指導

①特定保健指導

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１７条に規定する健康診断

①結核接触者健康診断

6 健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１８条に規定する専門的な栄養指導

①ＤＫＤ栄養食事指導

7 健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１９条の２に規定する健康増進事業として市町村が実施する業務

- ①胃がんリスク判定（検査）
- ②胃がん（胃部エックス線検査）個別検診
- ③胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診
- ④子宮がん（細胞診）個別検診
- ⑤子宮がん（ＨＰＶ検査単独法）個別検診
- ⑥乳がん個別検診
- ⑦肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）
- ⑧健康診査事業（生活保護受給者等健診）
- ⑨大腸がん検診
- ⑩骨粗しょう症検診

第二章 委託業務の仕様等

1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する定期の予防接種

項 番	1 ①～⑰																														
名 称	A 類疾病の予防接種																														
仕 様	1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される定期の予防接種として、A 類疾病の予防接種業務を実施する。 但し、乙が甲に対してその実施を表明していないものを除く。 2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 接種対象者の確認 (2) 予防接種の説明 (3) 予診 (4) ワクチンの接種 (5) 母子健康手帳等への証明又は接種済証の交付 (6) 接種後の保健指導 (7) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (8) 厚生労働省に対する副反応報告 (9) ワクチンの購入及び管理 (10) 自己負担額がある場合の費用徴収 (11) その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、姫路市予防接種実施要領に沿って実施すること。																														
委 託 料	委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>予防接種の種類</th><th>接種</th><th>予診のみ (不応)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>ロタウイルス感染症1価</td><td>15,576円</td><td>3,613円</td></tr> <tr> <td>①</td><td>ロタウイルス感染症5価</td><td>10,310円</td><td>3,613円</td></tr> <tr> <td>②</td><td>B型肝炎</td><td>7,076円</td><td>3,613円</td></tr> <tr> <td>③</td><td>Hib感染症</td><td>9,664円</td><td>3,613円</td></tr> <tr> <td>④</td><td>小児の肺炎球菌感染症</td><td>12,743円</td><td>3,613円</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき</td><td>20,883円</td><td>3,613円</td></tr> </tbody> </table>				予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)	①	ロタウイルス感染症1価	15,576円	3,613円	①	ロタウイルス感染症5価	10,310円	3,613円	②	B型肝炎	7,076円	3,613円	③	Hib感染症	9,664円	3,613円	④	小児の肺炎球菌感染症	12,743円	3,613円	⑤	五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき	20,883円	3,613円
	予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)																												
①	ロタウイルス感染症1価	15,576円	3,613円																												
①	ロタウイルス感染症5価	10,310円	3,613円																												
②	B型肝炎	7,076円	3,613円																												
③	Hib感染症	9,664円	3,613円																												
④	小児の肺炎球菌感染症	12,743円	3,613円																												
⑤	五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき	20,883円	3,613円																												

		・急性灰白髄炎・H i b感染症)		
	⑥	四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎）	1 2, 0 8 3 円	3, 6 1 3 円
	⑦	三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）	6, 1 2 7 円	3, 6 1 3 円
	⑧	急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	1 0, 4 0 6 円	3, 6 1 3 円
	⑨	B C G	1 1, 6 1 6 円	3, 6 1 3 円
	⑩	水痘	1 0, 1 3 1 円	3, 6 1 3 円
	⑪	麻しん風しん混合 1 期	1 1, 1 2 1 円	3, 6 1 3 円
	⑫	麻しん風しん混合 2 期	1 0, 7 0 8 円	3, 6 1 3 円
		麻しん風しん混合 3 期、4 期 注 1	1 0, 7 0 8 円	3, 6 1 3 円
		麻しん風しん混合 5 期 注 1	1 0, 2 0 8 円	3, 5 8 0 円
	⑪	麻しん 1 期	7, 5 4 6 円	3, 6 1 3 円
	⑫	麻しん 2 期	7, 1 3 3 円	3, 6 1 3 円
		麻しん 3 期、4 期 注 1	7, 1 3 3 円	3, 6 1 3 円
	⑪	風しん 1 期	7, 5 5 7 円	3, 6 1 3 円
	⑫	風しん 2 期	7, 1 4 4 円	3, 6 1 3 円
		風しん 3 期、4 期 注 1	7, 1 4 4 円	3, 6 1 3 円
		風しん 5 期 注 1	6, 7 3 2 円	3, 5 8 0 円
	⑬	日本脳炎 1 期	7, 6 2 8 円	3, 6 1 3 円
	⑭	日本脳炎 2 期	7, 2 1 6 円	3, 6 1 3 円
	⑮	二種混合（ジフテリア・破傷風）	5, 0 7 1 円	3, 6 1 3 円
	⑯、⑰	ヒトパピローマウイルス感染症 2 価、4 価	1 6, 8 4 1 円	3, 6 1 3 円
	⑯、⑰	ヒトパピローマウイルス感染症 9 価	2 6, 8 6 3 円	3, 6 1 3 円
注 1：予防接種法施行令第 3 条第 2 項の規定に該当すると認められた場合				
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地 姫路市保健所予防課 予防接種担当			
提出物	・定期予防接種事業（A 類）実施報告書兼請求書等 ・予診票 注：予診票は、種類毎にまとめて提出すること。			

項番	1 ⑱～㉑		
名称	B 類疾病の予防接種		
仕様	1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条第 1 項に規定される定期の予防接種として、B 類疾病の予防接種業務を実施する。 但し、乙が甲に対してその実施を表明していないものを除く。		
	2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。		
	3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 接種対象者の確認 (2) 予防接種の説明 (3) 予診 (4) ワクチンの接種 (5) 接種済証の交付 (6) 接種後の保健指導 (7) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (8) 厚生労働省に対する副反応報告 (9) ワクチンの購入及び管理 (10) 自己負担額がある場合の費用徴収 (11) その他業務を行うために必要なこと		
	4 費用徴収 上記 3 (10)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
	予防接種の種類	類型	金額
	⑱高齢者インフルエンザ	自己負担あり	1, 5 0 0 円
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	無料
	⑲高齢者の肺炎球菌感染症	自己負担あり	4, 0 0 0 円
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	2, 0 0 0 円
		被保護証明書を持参した者	無料
⑳新型コロナウイルス	自己負担あり	3, 2 6 0 円※1	

	感染症	下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)		無料※ 1
		被保護証明書を持参した者		無料
	②高齢者の帯状疱疹	生 ワ ク チ ン	自己負担あり	4, 0 0 0 円
			下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	2, 0 0 0 円
			被保護証明書を持参した者	無料
		組 換 ワ ク チ ン	自己負担あり	1 7, 0 0 0 円
			下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	8, 0 0 0 円
			被保護証明書を持参した者	無料
	※ 1 国の費用補助の内容により自己負担額を変更する可能性あり。			
	5 完了報告 業務委託契約約款第 1 0 条第 1 項の規定の通りとする。			
6 その他 業務の手順は、姫路市予防接種実施要領に沿って実施すること。				

委 託 料	委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	予防接種の種類	単価	
	⑮高齢者インフルエンザ	自己負担あり	3, 7 9 1 円
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 被保護証明書 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	5, 2 9 1 円
		予診のみ（不応）	3, 2 0 1 円
		⑰高齢者肺炎球菌	自己負担あり
	下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)		6, 3 6 9 円
	被保護証明書を持参した者		8, 3 6 9 円
	予診のみ（不応）		3, 2 0 1 円

	⑳新型コロナウイルス感染症	自己負担あり		1 2, 4 8 1 円
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)		1 5, 7 4 1 円
		被保護証明書を持参した者		1 5, 7 4 1 円
		予診のみ (不応)		3, 2 0 1 円
	㉑高齢者の帯状疱疹	生 ワ ク チ ン	自己負担あり	4, 5 9 1 円
			下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	6, 5 9 1 円
			被保護証明書を持参した者	8, 5 9 1 円
			組 換 ワ ク チ ン	自己負担あり
		組 換 ワ ク チ ン	下記のいずれかの書類を持参した者 ・ 市民税にかかる証明書 ・ 介護保険料納付通知書写し (第 1 ～ 3 段階)	1 3, 7 9 1 円
			被保護証明書を持参した者	2 1, 7 9 1 円
予診のみ (不応)			3, 2 0 1 円	
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地 姫路市保健所予防課 予防接種担当			
提 出 物	・ 定期予防接種事業(B 類予防接種)実施報告書 兼 請求書 ・ 予診票 ・ 各種証明書 注：予診票は、種類毎にまとめて提出すること。 注：各種証明書は、種類ごとに予診票と分けて提出すること。			

2 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条及び 15 条に規定する健康診断、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 に規定する健康診断

項番	2①										
名称	結核精密健診（児童・生徒）										
仕様	1 委託業務 乙は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 に規定される健康診断として、結核精密健診（児童・生徒）業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は下記のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市立の小学校、中学校及び特別支援学校の小学部及び中学部、並びに義務教育学校の児童・生徒のうち、定期健康診断において学校医に精密検査が必要と判定された者 (2) 姫路市立の高等学校の 1 年生、特別支援学校の高等部の 1 年生、あかつき中学校の入学者及び編入学者の生徒のうち、胸部エックス線撮影検査の結果異常が認められた者 (3) 定期健康診断後に転入した海外居住歴のある児童・生徒のうち、過去 3 年以内に結核高まん延国で 6 ヶ月以上の滞在歴がある者 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 診察 (2) 胸部単純エックス線撮影 (3) 喀痰検査（1 回法、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌 P C R 法）） (4) T-S P O T 検査 (5) その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第 10 条第 1 項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、結核精密検査実施要領（児童生徒）に沿って実施すること。										
	委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 <table><tr><td>受診者に対して行った結核精密検査の内容</td><td>当該検査に係る委託料の額</td></tr><tr><td>ア 診察</td><td>3, 201 円</td></tr><tr><td>イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）</td><td>4, 928 円</td></tr><tr><td>ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査</td><td>13, 035 円</td></tr><tr><td>エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び T-S P O T 検査</td><td>14, 872 円</td></tr></table>		受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額	ア 診察	3, 201 円	イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928 円	ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035 円	エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び T-S P O T 検査
受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額										
ア 診察	3, 201 円										
イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928 円										
ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035 円										
エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び T-S P O T 検査	14, 872 円										
委託料											

	オ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）、 喀痰検査及びT-S P O T検査	2 1, 5 8 2円
	カ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）	5, 5 1 1円
	キ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル） 及び喀痰検査	1 3, 6 1 8円
	ク 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル） 及びT-S P O T検査	1 5, 4 5 5円
	ケ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）、 喀痰検査及びT-S P O T検査	2 2, 1 6 5円
提 出 先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会健康教育課 体育安全係	
提 出 物	・結核精密検診実施報告書兼請求書 ・結核精密検査券（C票）	

項番	2②	
名称	結核精密検査（教職員）	
仕様	1 委託業務 乙は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第15条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定される健康診断として、結核精密健診（教職員）業務を実施する。	
	2 対象者 本業務の対象者は、姫路市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・義務教育学校に在籍する教職員のうち、定期健康診断における胸部エックス線撮影結果により要精密検査者と判定された者とする。	
	3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること（但し、検査項目は下記のものに限る）。 (1) 診察 (2) 胸部単純エックス線撮影 (3) 喀痰検査（1回法、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌PCR法）） (4) T-S P O T検査 (5) その他業務を行うために必要なこと	
	4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。	
	5 その他 業務の手順は、教職員結核精密検査依頼書に沿って実施すること。	
委託料	委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。	
	受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額
	ア 診察	3, 201円
	イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928円
	ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035円
	エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 872円
	オ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）、喀痰検査及びT-S P O T検査	21, 582円
	カ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）	5, 511円
	キ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及び喀痰検査	13, 618円
	ク 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及びT-S P O T検査	15, 455円
ケ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）、喀痰検査及びT-S P O T検査	22, 165円	

提 出 先	〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市教育委員会教職員課 安全衛生担当
提 出 物	・ 結核精密検査実施報告書兼請求書 ・ 教職員結核精密検査券（C 票）

3 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導、同第12条及び第13条に規定する健康診査

項 番	3①
名 称	出生前小児保健指導
仕 様	1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定される健康診査として、出生前小児保健指導業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有する育児不安の高い妊婦等とする。 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 産科医の業務内容 ア 産科医療診療情報の提供 イ 小児科医との連携 ウ その他業務を行うために必要なこと (2) 小児科医の業務内容 ア 小児科医療育児指導 イ 産科医との連携 ウ その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、出生前小児保健指導事業実施要領に沿って実施すること。
委 託 料	委託料は、下記の単価に、その保健指導を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 1 産科医療診療情報提供料 1件当たり 2,750円 (税抜単価2,500円、消費税及び地方消費税250円) 2 小児科医療育児指導料 1件当たり 4,631円 (税抜単価4,210円、消費税及び地方消費税421円)
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	・出生前小児保健指導実施報告書兼請求書 ・産科医の場合：出生前小児保健指導紹介状② ・小児科医の場合：出生前小児保健指導結果報告書②

項 番	3②
名 称	乳児一般健康診査
仕 様	1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定される健康診査として、乳児一般健康診査業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有する次の各号に定める乳児とする。 (1) 乳児一般健康診査 満4か月を超え満5か月までの児 (2) 10か月児一般健康診査 満10か月を超え満11か月までの児 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 乳児一般健康診査 (2) 10か月児健康診査 (3) その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、乳児一般健康診査委託実施要綱及び10か月児一般健康診査委託実施要綱に沿って実施すること。
委 託 料	委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 1 乳児一般健康診査 1件あたり 5,604円 （単価5,095円、消費税及び地方消費税509円） 2 10か月児一般健康診査 1件あたり 5,604円 （単価5,095円、消費税及び地方消費税509円）
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	・乳児一般健康診査実施報告書兼請求書 ・乳児一般健康診査を実施した場合：4か月児健康診査票 ・10か月児一般健康診査を実施した場合：10か月児健康診査票

項 番	3③
名 称	3歳児視覚精密検査結果報告
仕 様	1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定される健康診査の一環として実施した3歳児視覚精密検査の結果報告業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、3歳児視覚健康診査において、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児とする。 3 実施内容 乙は、3歳児視覚精密検査の結果報告業務を実施すること。 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、3歳児視覚精密検査結果報告手順書に沿って実施すること。
委 託 料	委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 精密検査及び報告書作成1件あたり 449円 （単価409円、消費税及び地方消費税40円）
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	・ 3歳児視覚精密検査結果報告書兼請求書 ・ 3歳児視覚精密検査報告書（診療情報提供書）

項 番	3④
名 称	3歳児聴覚健康診査
仕 様	1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定される健康診査として、3歳児聴覚健康診査業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、3歳児健康診査のスクリーニングにおいて、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児とする。 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 （1）聴覚健康診査 （2）その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、3歳児聴覚健康診査実施手順書に沿って実施すること。
委 託 料	委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 健康診査及び報告書作成1件あたり 4, 026円 （単価3, 660円、消費税及び地方消費税366円）
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	・3歳児聴覚健康診査結果報告書兼請求書 ・3歳児聴覚健康診査結果報告書（診療情報提供書）

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導

項 番	4 ①																				
名 称	特定保健指導																				
仕 様	1 委託業務 乙は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導として、特定保健指導業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、下記のいずれかの者であって姫路市国民健康保険の被保険者であることを確認した者とする。 (1) 甲が交付した特定健診結果通知書を提示した者 (2) 甲が交付した下記のいずれかの階層化結果が記載された特定保健指導案内を提示した者 ア 「積極的支援」 イ 「動機付け支援」 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 動機付け支援 (2) 積極的支援 (3) その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 (1) 業務の手順は、特定保健指導実施マニュアルに沿って実施すること。 (2) 甲は、実施報告書の内容を国民健康保険連合会の特定健診等データ管理システムに登録する。																				
委 託 料	委託料は、下表の単価に、その指導を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。円未満の端数は切り捨てる）とする。 <table border="1"> <tr> <td>動機付け支援</td><td>7, 9 5 3. 0 円</td></tr> <tr> <td>(支払条件)</td><td></td></tr> <tr> <td>初回指導時（委託料の8/10）</td><td>6, 3 6 2. 4 円</td></tr> <tr> <td>最終評価時（委託料の2/10）</td><td>1, 5 9 0. 6 円</td></tr> <tr> <td>途中終了時（委託料の1/10）</td><td>7 9 5. 3 円</td></tr> <tr> <td>積極的支援</td><td>2 3, 8 9 8. 6 円</td></tr> <tr> <td>(支払条件)</td><td></td></tr> <tr> <td>初回指導時（委託料の4/10）</td><td>9, 5 5 9. 4 4 円</td></tr> <tr> <td>最終評価時（委託料の6/10）</td><td>1 4, 3 3 9. 1 6 円</td></tr> <tr> <td>途中終了時</td><td>下記アの金額</td></tr> </table> ア 報告時に委託料の10分の1に加えて、委託料の10分の4に必要なポイント180ポイントの内の獲得ポイントの割合を乗じた金額	動機付け支援	7, 9 5 3. 0 円	(支払条件)		初回指導時（委託料の8/10）	6, 3 6 2. 4 円	最終評価時（委託料の2/10）	1, 5 9 0. 6 円	途中終了時（委託料の1/10）	7 9 5. 3 円	積極的支援	2 3, 8 9 8. 6 円	(支払条件)		初回指導時（委託料の4/10）	9, 5 5 9. 4 4 円	最終評価時（委託料の6/10）	1 4, 3 3 9. 1 6 円	途中終了時	下記アの金額
動機付け支援	7, 9 5 3. 0 円																				
(支払条件)																					
初回指導時（委託料の8/10）	6, 3 6 2. 4 円																				
最終評価時（委託料の2/10）	1, 5 9 0. 6 円																				
途中終了時（委託料の1/10）	7 9 5. 3 円																				
積極的支援	2 3, 8 9 8. 6 円																				
(支払条件)																					
初回指導時（委託料の4/10）	9, 5 5 9. 4 4 円																				
最終評価時（委託料の6/10）	1 4, 3 3 9. 1 6 円																				
途中終了時	下記アの金額																				

	(算定例) $23,898.6 \text{ 円} \div 10 + 23,898.6 \text{ 円} \times (4 \div 10) \times \text{獲得ポイント} \div 180 \text{ ポイント}$ $= 2,389.86 + 9559.44 \times \text{獲得ポイント} \div 180$
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 産業保健課
提出物	・ 特定保健指導実施報告書 ・ 特定保健指導実施件数報告書 ・ 特定保健指導請求書

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１７条に規定する健康診断

項番	5 ①																													
名称	結核接触者健康診断																													
仕様	1 委託業務 乙は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１７条に規定される健康診断として、結核接触者健康診断業務を実施する。																													
	2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、甲が健康診断を勧告し検査が必要と認めた者とする。																													
	3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) ツベルクリン反応検査 (2) 胸部エックス線検査 (3) IGRA 検査 (4) その他業務を行うために必要なこと																													
	4 検査結果報告 乙は、健康診断後速やかに、健康診断実施報告書に検査結果及び胸部エックス線フィルムを添えて甲に報告する。																													
	5 完了報告 業務委託契約約款第１０条第１項の規定の通りとする。																													
	6 その他 業務の手順は、結核接触者健康診断実施要領に沿って実施すること。																													
	委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。																													
	委託料	<table><tr><td>検査種目</td><td>6 歳未満（税込）</td><td>6 歳以上（税込）</td></tr><tr><td>ツベルクリン反応検査</td><td>8, 8 6 1 円</td><td>7, 6 1 8 円</td></tr><tr><td>ツベルクリン反応検査+IGRA 検査</td><td>1 6, 2 0 9 円</td><td>1 4, 5 8 1 円</td></tr><tr><td>IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ</td><td>1 4, 5 0 3 円</td><td>1 2, 0 5 6 円</td></tr><tr><td>IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル</td><td>1 5, 2 3 5 円</td><td>1 2, 7 8 2 円</td></tr><tr><td>IGRA 検査</td><td>1 1, 3 7 4 円</td><td>1 0, 1 6 4 円</td></tr><tr><td>胸部エックス線検査アナログ</td><td>5, 9 1 8 円</td><td>5, 0 9 3 円</td></tr><tr><td>胸部エックス線検査デジタル</td><td>6, 6 4 4 円</td><td>5, 8 1 9 円</td></tr><tr><td>胸部エックス線フィルム・CD 等の提出のみ</td><td colspan="2">1, 1 0 0 円</td></tr></table>			検査種目	6 歳未満（税込）	6 歳以上（税込）	ツベルクリン反応検査	8, 8 6 1 円	7, 6 1 8 円	ツベルクリン反応検査+IGRA 検査	1 6, 2 0 9 円	1 4, 5 8 1 円	IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ	1 4, 5 0 3 円	1 2, 0 5 6 円	IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル	1 5, 2 3 5 円	1 2, 7 8 2 円	IGRA 検査	1 1, 3 7 4 円	1 0, 1 6 4 円	胸部エックス線検査アナログ	5, 9 1 8 円	5, 0 9 3 円	胸部エックス線検査デジタル	6, 6 4 4 円	5, 8 1 9 円	胸部エックス線フィルム・CD 等の提出のみ	1, 1 0 0 円
検査種目		6 歳未満（税込）	6 歳以上（税込）																											
ツベルクリン反応検査		8, 8 6 1 円	7, 6 1 8 円																											
ツベルクリン反応検査+IGRA 検査		1 6, 2 0 9 円	1 4, 5 8 1 円																											
IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ		1 4, 5 0 3 円	1 2, 0 5 6 円																											
IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル		1 5, 2 3 5 円	1 2, 7 8 2 円																											
IGRA 検査		1 1, 3 7 4 円	1 0, 1 6 4 円																											
胸部エックス線検査アナログ		5, 9 1 8 円	5, 0 9 3 円																											
胸部エックス線検査デジタル		6, 6 4 4 円	5, 8 1 9 円																											
胸部エックス線フィルム・CD 等の提出のみ	1, 1 0 0 円																													

提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地 姫路市保健所予防課 感染症担当
提 出 物	・健康診断実施報告書、検査結果、胸部エックス線フィルム ・結核健康診断等委託料請求書

6 健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定する専門的な栄養指導

項 番	6①
名 称	D K D栄養食事指導
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定される栄養指導に関し、D K D栄養食事指導業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、下記のいずれにも該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有し、糖尿病がある者 (2) 栄養食事指導を受ける機会が無く、乙において、甲が実施する管理栄養士による栄養食事指導の必要があると判断した者 3 実施内容 乙は、下記の通り業務を実施すること。 (1) 診療情報（申込書兼指示書）の提供（最大3回まで） (2) その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、姫路市栄養食事指導事業実施要領に沿って実施すること。
委 託 料	委託料は、下記の単価に、その診療情報を提供した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 1件当たり 2, 7 5 0 円（単価2, 5 0 0 円、消費税及び地方消費税2 5 0 円）
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 健康増進担当
提 出 物	・D K D栄養食事指導事業 実施報告書 兼 請求書

7 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として市町村が実施する業務

項 番	7 ①	
名 称	胃がんリスク判定（検査）	
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がんリスク判定（検査）業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、前年度中に20歳に到達した者で、無料クーポン券を持参している者とする。 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 問診 (2) ピロリ抗体検査（20歳到達者） (3) 対象者への精密検査の必要性の有無の説明 (4) がんを認めた際の甲への報告 (5) 記録の保存（5年） (6) その他業務を行うために必要なこと 4 費用徴収	
	類型	金額
	無料クーポン	無料
	5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 6 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 胃がんリスク判定（検査）業務手順書	
	委託料は、下記の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 20歳到達者へのリスク判定 1件につき 7,689円	
委 託 料		
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課	
提 出 物	・胃がんリスク判定検査実施報告書兼請求書 ・胃がんリスク判定（検査）受診票	

項 番	7 ②						
名 称	胃がん（胃部エックス線検査）個別検診						
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん（胃部エックス線検査）個別検診業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有し、当該年度中に満40歳以上となる者のうち、4月1日現在偶数年齢で胃がん検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 胃部エックス線撮影（最低8枚） (4) 胃部エックス線読影及び一次読影結果の丙への送付 (5) 対象者への説明 (6) 自己負担額がある場合の費用徴収 (7) 記録の保存（5年） (8) その他業務を行うために必要なこと 4 撮影装置 乙は、撮影機器の種類を明らかにし、撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める使用基準を満たすものを使用すること。 5 費用徴収 上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td><td>3, 6 0 0 円</td></tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> 6 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 7 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 胃がん（胃部エックス線検査）個別検診業務手順書 (2) 胃がん（胃部エックス線検査）個別検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） (3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 胃がん（胃部エックス線検査）個別検診	類型	金額	自己負担あり	3, 6 0 0 円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額						
自己負担あり	3, 6 0 0 円						
無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						

	(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針	
委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。	
	類型	金額
	自己負担あり	6, 1 4 6 円
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	9, 7 4 6 円
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課	
提 出 物	・胃がん（胃部エックス線検査）個別検診実施報告書兼請求書 ・胃がん（胃部エックス線検査）個別検診受診票	

項番	7③														
名称	胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診														
仕様	1 委託業務														
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診業務を実施する。														
	2 対象者														
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。														
	(1) 姫路市に住所を有し、当該年度に使用可能な40・50・60歳クーポン券所持者のうち、当該年度に胃がん（胃部エックス線検査）検診、胃がん（胃内視鏡・ピロリ尿素呼気セット検査）検診又は胃がん（胃内視鏡検査）検診を受けていない者														
	(2) 甲が特に必要と認めた者														
	3 実施内容														
	乙は、下記の業務を実施すること。														
	(1) 対象者の本人確認														
	(2) 問診														
	(3) 胃内視鏡検査のみ、又は胃内視鏡検査及び尿素呼気検査														
	(4) 胃内視鏡検査読影及び一次読影結果の丙への送付														
	(5) 対象者への説明														
	(6) 自己負担額がある場合の費用徴収														
	(7) 記録の保存（5年）														
(8) その他業務を行うために必要なこと															
4 費用徴収															
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）															
<table><tr><td>検査の種類</td><td>類型</td><td>金額</td></tr><tr><td rowspan="2">胃内視鏡・尿素呼気セット検査</td><td>自己負担あり</td><td>6,600円</td></tr><tr><td>市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr><tr><td rowspan="2">胃内視鏡検査のみ</td><td>自己負担あり</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr></table>			検査の種類	類型	金額	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	6,600円	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	5,000円	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
検査の種類	類型	金額													
胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	6,600円													
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料													
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	5,000円													
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料													
5 完了報告															
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。															
6 その他															
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。															
(1) 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診業務実施手順															
(2) 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）															

	(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診 (4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		
委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 1 丙が二次読影したもの		
	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	12,218円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	18,818円
	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	8,826円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	13,826円
	2 自院にて二次読影をしたもの		
	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	13,618円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	20,218円
	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	10,226円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	15,226円
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提 出 物	・胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査）検診実施報告書兼請求書 ・胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査）問診票兼結果票		

項 番	7④	
名 称	子宮頸がん（細胞診）個別検診	
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、子宮頸がん検診（細胞診検体採取）業務を実施する。	
	2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する20歳代の女性のうち、4月1日現在偶数歳の者で、当該年度に子宮頸がん（細胞診）検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者。	
	3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 検体を採取し、丙へ送付 (4) 対象者への説明 (5) 自己負担額がある場合の費用徴収 (6) 記録の保存（5年） (7) その他業務を行うために必要なこと	
	4 費用徴収 上記3(5)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	
	検診の種類	金額
	細胞診 （検体採取等）	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者
		上記の対象でない者
		2,200円
	5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。	
	6 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 子宮頸がん（細胞診）個別検診業務手順書 (2) 子宮頸がん（細胞診）個別検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） (3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 子宮頸がん（細胞診）個別検診 (4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針	

委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	細胞診 (検体採取等)	無料クーポン券、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	6, 0 5 0 円
		上記の対象でない者	3, 8 5 0 円
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提 出 物	・子宮頸がん個別検診実施報告書兼請求書 ・子宮頸がん（細胞診）個別検診受診票		

項番	7⑤		
名称	子宮頸がん（HPV検査単独法）個別検診		
仕様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、子宮頸がん（HPV検査単独法検体採取）業務を実施する。		
	2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する30歳から60歳の女性のうち、4月1日現在、5歳ごとの節目年齢で当該年度に子宮頸がん（HPV検査単独法）検診を受けていない者 (2) 姫路市に住所を有する31歳以上の女性のうち、上記（1）以外の者で、前年度までの4か年度内 HPV 単独法による子宮頸がん検診を受診しておらず、かつ前年度に市の実施する子宮頸がん検診を受診していない者 （注 令和7、8年度のための経過措置として実施） (3) 甲が特に必要と認めた者。		
	3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 検体を採取し、丙へ送付 (4) 対象者への説明 (5) 自己負担額がある場合の費用徴収 (6) 記録の保存（5年） (7) その他業務を行うために必要なこと		
	4 費用徴収 上記3（5）の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
	検診の種類	類型	金額
	HPV検査単独法（検体採取等）	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
		上記の対象でない者	2,700円
	5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。		
	6 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 子宮頸がん（HPV検査単独法）個別検診業務手順書 (2) 子宮頸がん（HPV検査単独法）個別検診のためのチェックリスト（検診実施機用） (3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 子宮頸がん（HPV検査単独法）		

	個別検診 (4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		
委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	H P V 検 査 単 独 法（検体採 取等）	無料クーポン券、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	6, 0 5 0 円
		上記の対象でない者	3, 3 5 0 円
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提 出 物	・子宮頸がん個別検診実施報告書兼請求書 ・子宮頸がん（H P V 単独法）個別検診受診票		

項 番	7 ⑥						
名 称	乳がん個別検診						
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、乳がん個別検診業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する満40歳以上の女性のうち、4月1日現在偶数年齢で、当該年度に乳がん検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 乳房エックス線撮影 (4) 乳房エックス線読影及び一次読影結果の丙への送付 (5) 対象者への説明 (6) 自己負担額がある場合の費用徴収 (7) 記録の保存（5年） (8) その他業務を行うために必要なこと 4 撮影装置 乙は、乳房エックス線装置の種類を明らかにするとともに、マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第8版増補版又は、マンモグラフィガイドライン第4版にあげる日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしている装置を使用すること。 5 費用徴収 上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td><td>3,300円</td></tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> 6 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 7 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 乳がん個別検診業務手順書 (2) 乳がん個別検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） (3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 乳がん個別検診	類型	金額	自己負担あり	3,300円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額						
自己負担あり	3,300円						
無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						

	(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		
委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 丙が二次読影したもの		
	4 0 ～ 4 9 歳	自己負担あり	5, 4 6 7 円
		無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書 を持参した者	8, 7 6 7 円
	5 0 歳以上	自己負担あり	5, 2 0 3 円
		無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書 を持参した者	8, 5 0 3 円
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提 出 物	・乳がん個別検診実施報告書兼請求書 ・乳がん検診受診票		

項番	7⑦														
名称	肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）														
仕様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）業務を実施する。														
	2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市内に住所を有する当該年度内に満40歳以上の者で、過去に姫路市がん検診等の肝炎ウイルス検診を受診したことの無い者 (2) 甲が特に必要と認めた者														
	3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) B型肝炎ウイルス検査又はC型肝炎ウイルス検査 (4) 対象者への説明 (5) 精密検査を実施した場合の甲への報告 (6) 自己負担額がある場合の費用徴収 (7) 記録の保存（5年） (8) その他業務を行うために必要なこと														
	4 費用徴収 上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）														
	<table><tr><th colspan="2">類型</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">特定検診 同時受診</td><td>自己負担あり</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr><tr><td rowspan="2">単独受診</td><td>自己負担あり</td><td>2,100円</td></tr><tr><td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr></table>		類型		金額	特定検診 同時受診	自己負担あり	1,000円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	単独受診	自己負担あり	2,100円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
	類型		金額												
	特定検診 同時受診	自己負担あり	1,000円												
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料												
	単独受診	自己負担あり	2,100円												
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料												
	5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。														
	6 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）業務手順書														

委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	類型		金額
	特定検診 同時受診	自己負担あり	2, 4 7 6 円
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	3, 4 7 6 円
	単独受診	自己負担あり	5, 0 1 7 円
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	7, 1 1 7 円
HCV-RNA 検査		6, 4 5 7 円	
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提 出 物	・ 肝炎ウイルス検診（個別）実施報告書兼請求書 ・ 肝炎ウイルス検診（個別）受診票		

項 番	7 ⑧
名 称	健康診査事業（生活保護受給者等健診）
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、健康診査事業（生活保護受給者等健診）業務を実施する。 2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する当該年度に40歳以上になる生活保護受給者で健康診査（生活保護受給者等健診）を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者 3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 健康診査（健診対象者の全員が受ける基本的な健診） (3) 対象者への説明 (4) 記録の保存（5年） (5) その他業務を行うために必要なこと 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、健康診査事業（生活保護受給者等健診）業務手順書に沿って実施すること。
委 託 料	委託料は、単価に、その健診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 一件につき 7,964円
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課
提 出 物	・健康診査実施報告書兼請求書 ・一般健康診査結果通知書

項 番	7 ⑨						
名 称	大腸がん検診						
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、大腸がん検診業務を実施する。 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有し、当該年度中に満40歳以上となる者のうち、大腸がん検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者 2 実施内容 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 対象者への説明 (4) 自己負担額がある場合の費用徴収 (5) 記録の保存（5年） (6) その他業務を行うために必要なこと 3 費用徴収 上記2(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> 4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。 5 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 大腸がん検診業務手順書 (2) 大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） (3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 大腸がん検診 (4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針	類型	金額	自己負担あり	無料	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額						
自己負担あり	無料						
無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料						
委 託 料	委託料は、単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 一件につき 2, 475円						
提 出 先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課						
提 出 物	・大腸がん検診（個別）実施報告書兼請求書 ・大腸がん検診（個別）受診票						

項 番	7 ⑩	
名 称	骨粗しょう症検診	
仕 様	1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、骨粗しょう症検診業務を実施する。	
	2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する満40歳以上の女性で、当該年度に骨粗しょう症検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者	
	3 実施方法 乙の施設の検診、または甲が指定する会場において実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 踵骨超音波法（QUS法）による骨検査 (4) 対象者への説明 (5) 自己負担額がある場合の費用徴収 (6) 記録の保存（5年） (7) その他業務を行うために必要なこと	
	4 費用徴収 上記3(5)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	
	類型	金額
	自己負担あり	500円
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料
	5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。	
	6 その他 業務の手順は、骨粗しょう症検診業務手順書に沿って実施すること。	
	委 託 料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
類型		金額
自己負担あり		1,205円
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	1,705円
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課	

提 出 物	・骨粗しょう症検診実施報告書兼請求書 ・骨粗しょう症検診結果通知書
--------------	---